

瀬戸市予防接種実費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月25日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第20号

瀬戸市予防接種実費徴収規則の一部を改正する規則

瀬戸市予防接種実費徴収規則（昭和60年瀬戸市規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この規則は、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」をいう。） <u>第28条</u> の規定により、市長が徴収する実費（以下「実費」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。 (実費の徴収)	(趣旨) 第1条 この規則は、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」をいう。） <u>第23条</u> の規定により、市長が徴収する実費（以下「実費」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。 (実費の徴収)
第2条 市長は、 <u>法第5条第1項</u> の規定により予防接種を行ったときは、当該予防接種を受けた者又はその保護者から実費を徴収することができる。 (実費の額等)	第2条 市長は、 <u>法第3条第1項</u> の規定により予防接種を行ったときは、当該予防接種を受けた者又はその保護者から実費を徴収することができる。 (実費の額等)
第3条 実費の額は、予防接種施行令（昭和23年政令第197号） <u>第33条</u> に規定する経費の範囲内において市長が定める額とする。	第3条 実費の額は、予防接種施行令（昭和23年政令第197号） <u>第17条</u> に規定する経費の範囲内において市長が定める額とする。
2 <省略>	2 <省略>

別記様式中「瀬戸市長 殿」を「（宛先）瀬戸市長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。